

高校生以上向け半導体魅力発信事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

高校生以上向け半導体魅力発信事業

2 事業の目的

佐賀県をはじめ、九州各県には半導体産業に関わる企業が多く立地しており、熊本県において台湾の世界最大手半導体受託製造企業の関連工場が稼働開始したほか、今後も多くの関連企業の立地が見込まれ、その経済効果は九州全域に波及することが期待されている。佐賀県においては、半導体人材の育成と確保、企業間取引・サプライチェーンの強化等を図るため、「さが半導体フォーラム」を令和4年に立ち上げた。

このような中、本県の重要産業である半導体産業をさらに盛り上げるためには、人材の確保が重要であり、そのためには、就職を控えた大学生や高校生等の幅広い層に半導体及びその関連産業に興味・関心を持ってもらい、半導体関連人材候補の裾野を広げる必要がある。

そこで、本事業では、高校生以上をターゲットとし、半導体及びその関連産業の魅力に係る情報発信を行うことにより、半導体に対する興味・関心を持ってもらい、本県の半導体人材の確保につなげることを目的とする。

3 契約期間

契約開始日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

以下の各要件を踏まえ、半導体の魅力を伝えるツールの作成及び情報発信を企画し、実施することを業務とする。

(1) ターゲット

高校生以上の世代

(2) 実施内容

① PR 動画の制作

さが半導体フォーラムのPR動画としつつ、加えて、これから就職を考える世代が、半導体産業は格好良い・就職を考えたいと思えるような動画を制作すること。

また、県内の半導体関連企業が自社の就活イベント等でも当該動画を活用できるような内容とすること。

ア 動画の長さ 3分程度

イ 動画の内容 半導体に関する知識を身に着けさせるものではなく、半導体業界に対して「熱い・格好良い」というイメージを持たせる内容とすること。

また、動画の雰囲気は、フォーラムの会員企業・社員の熱い思いが伝わるような、熱量に訴えかけるもの（イメージとして、例えばスポーツの試合前のプロモーション動画を彷彿とさせるもの等）とすること。

ウ その他 さが半導体フォーラム会員企業の協力を得て、社員や工場等を現地において取材し、その映像を取り入れること。

さが半導体フォーラムのPR動画でもあることからさが半導体フォーラムのロゴマークを映像の中に取り入れること。

※出演する会員企業の調整等は県が行う。

② さが半導体フォーラムパンフレットの製作

さが半導体フォーラムのパンフレットを制作し納品すること（冊子、巻き三つ折り等、サイズ・形は問わない）。パンフレットの内容には以下の要素を取り入れること。

ア さが半導体フォーラムの取組を紹介すること

イ フォーラム会員企業の半導体製造工程別のマップを取り入れること

ウ フォーラム、ひいては半導体産業が格好良いと思えるデザインとすること

エ 表紙・背表紙込みで最低で6ページ以上とすること。

5 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

① プロジェクト体制

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

② 組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と協議すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

6 成果報告

次のとおり、事業の成果を取りまとめて提出するものとする。

(1) 完了報告

業務完了報告書を、令和8年3月13日（金）までに佐賀県に提出すること。

(2) 動画及び画像の納品方法

全てのデータをメディアに記録し提出すること。（別途県が指定する形式で納品するこ

と。)

パンフレットについてはデータを提出するとともに、200部以上納品すること。

7 留意事項

- ・本仕様書に定めていない事項については、県と協議するものとする。
- ・県が提供した資料等を委託業務の目的以外に使用しない。
- ・本仕様書は、本事業の基本的な業務内容等を示すものであるが、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本委託業務を遂行するために必要な事項は実施するとともに、作業従事者に周知徹底し、業務遂行に当たらなければならない。
- ・業務の遂行に当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。
- ・受託者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、県に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、県と協議するものとする。

8 本委託業務の委託料の支払

前金払い、完了払い